

平成19年12月11日（火）

○議長（中上良隆君） 日程に従い、一般質問を行います。

順番11、13番 瀧君。

〔13番（瀧 洋一君）登壇〕

○13番（瀧 洋一君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

私も議員となりまして3回目の質問となるわけですが、6月の定例会の、絵本を通した子育て支援、（ブックスタート）も、まだ完全な形ではありませんが、来年度実施に向け動き出し、9月定例会で提案させていただきました市民提案公募型事業につきましても、現在パブリックコメントを募集中の「橋本市協働の基本指針」の素案に、導入を検討と明記をしていただきましたことにまずは感謝を申し上げます。

今回も、市民の方から寄せられる声や疑問について取り上げさせていただき、私たちの未来は私たちの手で、市民と行政が一体となったまちづくりをめざして三点お尋ねしたいと思います。

まず一点目、生活保護費不正受給事件についてでございます。憲法第25条に、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたわれ、生活保護法第3条では、「この法律により保障される最低限度の生活は健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と明記をしております。本日は、この最低限度の生活、ここに焦点を当てましてお尋ねをし、議論をさせていただきたいと思っております。

高野口町の民家に元ホームレスを住まわせ生活保護費を不正受給するという事件が立件されましたが、本市としての対応についてお

伺いいたします。

①事件の概要について、②問題となっております家屋について、③本市の今後の対応について。

次いで二点目、夜間・休日の小児救急医療の充実を求めまして質問をさせていただきます。

年末年始を控え、小さいお子さんのいるご家庭では、夜間・休日に発病した際に、「橋本市内で受診できるのか不安である」との声をよく聞きます。全国的な医師不足もありますが、可能な限り近くで迅速に診ていただける体制を整えていかねばなりません。

そこで、本市の現状の体制と今後の対応についてお伺いいたします。

また、あわせて、本年大流行をしておりますインフルエンザですが、その治療薬として近年多く用いられるタミフルですが、十代を中心とした服用後の異常行動の報告を受け、厚生労働省は、患者への投与を控えるよう警告しております。十代はもちろんのこと、それ以下のお子さんについて、市民病院はどのような対応をされているのか教えていただきたいと思っております。

①現状の小児救急医療体制についてお尋ねします。②小児科の（平日・休日）の別、また時間帯、（昼間・夜間別）の救急要請件数並びに病院紹介の件数についてお尋ねします。③10月よりスタートいたしました和歌山北部小児救急医療ネットワーク、いわゆるすこやかキッズにつきましても、現在までの利用状況、特に本市からの利用状況についてお尋ねをいたします。④今後の小児夜間・休日の救急医療についての取り組みについてお尋ねします。⑤また、これらの救急医療体制について、広

報をどのようにされていくおつもりなのかお尋ねをいたします。⑥小児に対するタミフルの取り扱いについてお伺いします。

次いで三点目、橋本市のホームページについてであります。

よくこの議会でも答弁の中で、広報やホームページを通じて周知をしていきたい、こんな発言がございます。その大切な、市民に開かれるべきホームページが非常に使いづらい、こんな声が多く寄せられております。また、職員の方からも同様のお話を聞き、非常に困惑をしておる次第であります。

行政のホームページは、「だれもが」「いつでも」「どこでも」「わかりやすく・使いやすく」「迅速に」、住民生活などを支援する充実した行政情報を提供するとともに、「魅力のある地域情報」を発信する必要があります。しかし、本市のホームページは「探したい情報にたどりつくまでのリンクが深い」、また「どこから探せばいいのかわからない」「情報の掲載が課によってばらつきがある」などの市民の声をお聞きします。

そこで、ホームページの作成基準や改善策についてお伺いします。

①アクセス件数について、トップページ、また、検索窓を用いました検索システム、これがどの程度利用されているのか教えてください。②作成基準について、現在、明文化されたものはございますでしょうか。③市当局の現状の認識と今後の改善策についてお伺いをいたします。④全く情報が掲載されていない課や室が見受けられます。これらについてどのようにお考えなのか、また、どう改善していくのか。

以上三点、明解な答弁を期待いたしまして、私の1回目の質問を終わります。

**○議長（中上良隆君）**13番 瀧君の一般質問に対する答弁を求めます。

病院長。

〔病院長（青木洋三君）登壇〕

**○病院長（青木洋三君）** 瀧議員のご質問にお答えいたします。

橋本市民病院の小児救急体制でございますが、現在、本院の小児科は常勤医師2名でございます。この2名が内科系当直に加わり、夜間の小児二次救急に当たるとともに、地域の医師会と協力し、小児ミニ輪番制にも参加しております。また、新医師臨床研修制度導入後、全国的に医師不足に陥る中で、特に小児科、産婦人科の集約化が叫ばれてまいりましたが、日本小児科学会和歌山地方会が中心となり、本年10月より和歌山県北部小児救急医療ネットワーク、いわゆる“すこやかキッズ”がスタートしました。これは、限られた人数での日常の繁忙な診療、夜間・休日の小児救急対応で疲弊する小児科医の過重労働を緩和し、和歌山県北部地域の小児一次救急診療体制を確保するために、和歌山県北部の病院勤務医と開業医が結集し、和歌山市夜間・休日応急診療センターにおいて診療を行うもので、本院からは2名の医師がそれぞれ月1回程度参加しております。

ちなみに、橋本市からの受診者は、10月は2名、11月は3名の利用者がございました。

このように、本院の常勤医師2名は、本院の一般診療をはじめ、二次小児救急、小児ミニ輪番制並びにすこやかキッズに参加し多忙を極めており、本院では、比較的病状が軽微な一次小児救急については、地域の開業医の先生方並びに伊都地方休日急患診療所をお願いしたいと考えております。

なお、現在の小児科医の人数ではこれ以上の体制を望めないことから、広報できるところまで至っていないのが現状です。

今後とも、小児医療の充実のために小児科医の増員について和歌山県立医科大学等に派

遺要請を行ってまいります。このような県下の現状を鑑みますと、医師の補充については困難な状況であり、本院の小児科の医療体制を今以上に充実することは難しいと考えております。

最後に、タミフルの取り扱いですが、タミフル服用により異常行動を起こす発症例があることから、10歳以上の未成年の方についてはタミフルは使用しておりません。しかし、10歳未満の小児については、まだ親が子どもを管理できるという観点から、親と相談し、承諾を得た場合のみタミフルを使用しております。

なお、タミフルにかわる薬としては、インフルエンザA型についてはシンメトレルとリレンザを、B型についてはリレンザを使用しております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）消防長。

〔消防長（大西洋二君）登壇〕

○消防長（大西洋二君）瀧議員の二点目の、「小児の救急要請件数及び病院紹介について」のご質問にお答えします。

平成18年中の救急出場件数は1,866件で、そのうち小児科救急の搬送件数は86件でした。平日と休日を区分しますと、86件のうち、平日は63件、休日は23件でした。また、8時から17時までが昼間、17時から翌日の8時までが夜間として、平日・休日別に区分しますと、平日の昼間が30件、夜間が33件で、休日の昼間が8件、夜間が15件となっております。受け入れ医療機関を見ますと、小児科救急の86件中、橋本市民病院48件、市内の診療所6件で、約半数は市内の医療機関に搬送しており、その他県内の医療機関に19件、また県外の医療機関に13件搬送しております。

続きまして、平成18年中の小児科の病院紹介につきましては793件でした。平日、休日に

区分しますと、平日が463件、休日が330件でした。

次に、平日の463件のうち、昼間が84件、夜間が379件であり、また休日の330件のうち、昼間が150件で夜間が180件となっております。受け入れ医療機関にありましては、793件中、市民病院へ353件、市内の診療所176件、伊都地方休日急患診療所に75件で、約76%は市内の医療機関に、その他県内の医療機関に147件、県外の医療機関に117件の病院を紹介いたしました。

なお、問い合わせに対して当直医療機関の案内を説明し、家族から直接医療機関に受け入れを依頼している件数は約200件であります。

以上です。

○議長（中上良隆君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）橋本市のホームページについてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、ホームページはいつでもだれでも利用でき、市民生活に役立つ情報を迅速に伝えることができる利点を持っており、その重要性はますます高まっていると認識いたしております。

橋本市のホームページは、平成18年3月1日の合併を機に、新たな橋本市のホームページとして公開を開始しました。平成18年度のホームページ全体へのアクセス件数は、訪問者数延べ21万6,931人、1日平均594人、閲覧ページ数延べ231万4,878ページ、1日平均6,342ページとなっております。平成19年度上半期では、訪問者数延べ14万2,792人、1日平均780人、閲覧ページ数延べ150万9,256ページ、1日平均8,248ページとなっております、かなりの増加傾向にあります。

主な閲覧ページとしましては、平成18年度で、「トップページ」44万5,050回、「検索エン

ジン」6万5,386回、「橋本市について」6万1,028回、「くらしのガイド」4万7,196回、「リンク集」で3万9,024回となっています。平成19年度上半期では、「トップページ」26万7,182回、「検索エンジン」4万670回、「市議会選挙開票速報」3万3,260回、「橋本市について」3万2,210回、「くらしのガイド」2万5,546回となっています。

次に、ホームページの作成基準についてありますが、橋本市のホームページは、だれも見やすく、使いやすく、さまざまな行政情報を迅速に提供できるホームページをめざして、合併時にコンテンツ・マネジメントシステム、いわゆる情報のマネジメントシステムでございますが、このシステムは、それまでの職員個々がその技術水準に従ってタグと呼ばれる言語によりページ作成していた作業を半自動化し、担当者の技術的な負担を軽減するとともに、ページの基本デザインや表記方法など、ホームページ全体の統一を図るシステムでございます。このシステムの導入により、各課において担当者がページ作成の際、高齢者や障害者等だれに対しても情報がきちんと伝わり、利用できる機能、いわゆるアクセシビリティ、利便性ということになります、やデザイン指針を意識しなくとも、それらを遵守したサイトが作成でき、市として統一したルールやデザインにのっとりたサイトづくりが可能となりました。

新市のホームページづくりには、各課の担当者への研修を行い、アクセシビリティやコンテンツ・マネジメントシステムの使用方法など理解を深めた上、作成に当たりました。しかし、明文化されたホームページ作成ガイドラインの整備はできていませんので、今後整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、市民の皆さまが求める情報になかなかたどりつけない等のご意見についてですが、

ご指摘のとおり、市としましても、従来から改善が必要との意見もあり、12月1日から橋本市議会、教育委員会、消防本部のトップページにつきましては、トップページからダイレクトに入られるように変更を加えております。さらに見やすく利用しやすいページづくりをめざして、今後とも改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、各課での情報量にばらつきがあるとおただしについても、特に市民生活に密接に関わる情報提供は重要でございますので、各課においてコンテンツ、いわゆる情報でございますけれども、の充実ができるよう作成担当者への研修や作成支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）生活保護費不正受給事件についてお答えいたします。

今回の事件の概要ですが、最初の10月11日の逮捕は、平成19年6月に被保護者が引っ越しする際、業者が偽造した引っ越しの見積書を真正に作成されたもののように装って提出し行使し、3万1,500円をだまし取ったものです。次の11月7日の再逮捕は、平成19年5月に被保護者が引っ越しする際、見積書どおりの引っ越し費用を要した事実がないのに、これを隠して3万1,500円をだまし取ったものです。

通常、引っ越し代は2社または3社の見積りを徴収し、金額の妥当性を判断し、引っ越し業者を決定し、引っ越しした事実を確認し、その費用を引っ越し業者に支払いますが、見積書については被保護者本人に対するものであることから、コピーでも可能として従来からその対応をしてまいりました。

次に、8名が住んでいました家屋について

建築基準法上問題がないかということで、警察の要請に基づき、県振興局建築確認担当課において現場確認を行ったところ、居宅1カ所分において、戸を閉め切っているので開閉できるようにすることとの指導があったと聞いています。これについては、11月20日に家主と県振興局建築確認担当課が立ち会いのもとに改善されました。

続いて、11月分の家賃についてであります。今回の逮捕は、引っ越し代のみであり、家賃支払いの妥当性が問題になっておらず、本市としても従来から適正な支出と判断していることから、生活保護法第14条及び第33条の規定により支払いしました。

ただし、12月分の家賃につきましては、6名の方が11月末に転居済みであり、残る2名についても12月中の転居が決まっておりますので、家主に対し、債務の放棄について交渉中であります。

また、今後についてであります。一軒家の改造した住宅に複数の被保護者を住ませることや、家賃収入を目的に「保護制度を利用している」と思われる事例については、申請受け付け段階で厳正に対応してまいりたいと考えています。

また、県や国へも住宅扶助費について検討すべきではないかと、再度、問題点を提起していきたいと考えております。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君、再質問ありますか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）どうもありがとうございます。

まず最初に、1番から入っていくんですが、ちょっとお断りさせていただきたいんですが、①、②、③と質問項目ございますが、内容的に非常に重なる部分がございますので、全般についてお伺いをさせていただきたいと思

います。

まず、生活保護ですが、これは最低限度の生活を営む権利を有すると。非常に、人間として生きていくために必要な人権を守っていく大事な法律であると思います。今、国では、非常に財政が厳しいといったような理由で、生活扶助を引き下げようというような話が出ておりました。幸い、昨日、これは見送りになるというような方針も示されましたが、北九州での連続餓死事件、これに代表されるように、国の財政が厳しいという中で非常に締めつけをしておる、こんな風潮がございます。その結果、福祉を待ち望んでいらっしゃる、そんな方々が多いのも事実であります。

そんな中で、今回、こういった不正受給というような件がこの橋本市で起こったわけですね。そしてまた、同様の事件が埼玉でも、10月ですから同じような時期なんですけれども、ここもやはり、ここはビルのフロアですね。ここは、3畳に仕切って15人住まわせて生活保護を申請していたと。これも警視庁の組織犯罪対策第三課が詐欺容疑で逮捕しております。こちらもほうは本市よりも金額的に大きくなっておりましてね。

こんな事件が起こっておるんですが、市としてどんな対応をとってきたのかちょっと振り返ってみたいと思うんですが、当初、市のほうでも非常にこの申請に対して疑問を持っていたんだなということがわかります。3月議会の答弁とかにもありましたけども、県のほうに、福祉保健総務課保護班に対して疑義照会なさってますね。その中の照会事項で見えておりますと、照会事項として、約3畳の家賃が2万9,800円と高額であり、生活状況から、ほかにも業者に対して何らかのお金を支払っている可能性がある。また、申請者の中には、その日の朝に業者から声をかけられ、そのまま市に連れてこられた方がおり、住む場所の

状況を知らない方がいる。そしてまた、申請中の4名は毎日何もせずに酒ばかりを飲んでおり、住宅街の中にあることから周辺住民から不安の声が高まっており、既に苦情が届いておる。これ、このように本市の福祉事務所のほうで把握され、県に疑義照会をされたわけですね。

そして、この結果返ってきた県からの答えは、これをもって保護を却下することはできない、また、生計を一にしておるわけでもなく、親類関係でもない。これをもって却下するに値しないというような答えが返ってきました。この事実関係は間違いございませんか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）間違いございません。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）こういった形で当初、疑問を持っておられた。そしてまた、今年の1月最初でしょうか、橋本市福祉事務所長の上田部長の名前で、生活保護法第27条の規定により指示書を出されております。指示事項として、「あなたは、再三の指導にもかかわらず飲酒を繰り返し、問題行動を起こしています。今後は生活態度を改め、保護費を計画的に使い、飲酒せずに療養に専念すること」、このような指示書を出されておるかと思えます。

また、3月議会において2名の先輩議員が質問され、その答弁の中で、この形態が適切な形とは言えない。家賃目的である可能性も否定できない。そしてまた、保護の廃止も検討する。こんな答弁がございました。

そして、6月に、これ新聞報道ありまして、このときに新聞報道の中で私も知ったんですけども、市の判断で生活保護を却下したい、こんなコメントが新聞に掲載されております。これ、6月7日付ですかね。これは毎日新聞

ですね。また、今後は、新たな移住者の生活保護申請を却下する方針だと。これはそのときの真意どおり報道されておったのでしょうか。それとも、マスコミがフライングしてこんな記事を書いたんですか。お答えいただけますか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）こちらの真意ではございません。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）当時のですよ。そして、これはもう、毎日新聞がフライングをしてこんな記事を出したと、そういうことですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）もう少しつけ加えさせていただきましたら、保護申請につきましては、先ほど瀧議員おっしゃったように、日本国憲法の根幹にかかわる最低生活費の保障の問題でございます。国からの法定受託事務になっております。全国、基本的には一律の運用が基本とされる場所だと私は理解しております。

ただ、改造住宅に4名の方、その前に8名のアパートもあるんですけど、4名の方が移ってきた段階で、地元住民の方から、日常生活に不安があるというような苦情やおしかりも受けました。

そういう観点から、その4名の方につきましては生活保護の申請が出されておまして、まだまだ決定はされてなかったんですけども、地元住民のおっしゃることにつきましても、現場確認を行いましたところ事情が理解できましたので、日常生活に不安を感じているならその部分を解消しなければならない、そういう判断をしました。

片や、個々の保護については、要保護者の日常生活実態や預貯金の調査あるいは扶養関

係を調査した上で保護をかけなければ明日からの生活が立ち行かなくなるという場合につきましては、保護は、これは国のマニュアルに基づいて粛々と決定していくわけですが、片や周辺住民が大変困っているという事実もしかりであります。

したがって、周辺住民の方が困っている状況を市として解消できないかということで、業者に住民の困っている状況を直接訴えまして、業者に改善のお願いをいたしました。その部分については、生活保護とは私たちの担当の段階では切り離して対応させていただいていると思うんですけど、片や生活保護は粛々とやると。片や、周辺住民が困っている状況を何とか解消しなければならない。その原因をつくっているのが、いわゆる要保護者を大阪から連れてこられた業者、家主の方であります。したがって、家主に対して、この状態を改善してくださいという要望を再三にわたって訴え、交渉を持ちました。

そのことをマスコミの方に、———あったのかわかりませんが、概ねそういうようなことをお話し、電話取材だったと思うんですけども、したかと思うんですけども、それがどう解釈されたのか、橋本市は今後一切認めないんだというような報道がなされました。この部分については、若干事実と違うのではないかと私たちは抗議もさせていただきました。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）そしたら、抗議もしていただいたということですね。

そしたら、ちょっとこの部分は置いておきまして先へ進みたいんですが、今回、今は起訴されておりますので被告になっておりますが、先ほどの答弁もありましたように、11月19日に保釈をされ、11月分の住宅扶助費を橋本市へ支払われた。これは直接の起訴容疑と

は関係がないと、だから支払っていくんだと。しかし、この住宅に関して、この家がだいたい一戸建てで相場2万5,000円ぐらいという話もあります。この2万5,000円といいますのが、既に取り上げられました名古屋のほうですね。こっち例にしていいますと、4名の方が入られておったわけですね。

済みません、失礼しました。今回支払いの対象は名倉ですね。ですから8名分のほうですね。

これが、じゃ、2万9,800円掛ける8、これだけの価値のあるものとして、適切な支出であるというふうにお考えでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）家賃なんですけれども、その建物あるいはその部屋に価値があるかどうかということで、私たち、住宅扶助の扶助額について決定するものではありません。扶助の申請時に家賃を確認するわけですが、その場合、地代家賃証明書か賃貸借契約書の原本なりコピーを確認させていただきます。その金額が当地方の住宅扶助の基準額未満であるか、超えているか。超えている場合については、もう少し基準代におさまる住宅を探すことはできないか、そういう指導も含めて行います。基本的に、当地方の基本的な家賃は2万9,800円でして、超えている場合については、その超える部分について生活扶助費の中から負担する、そういう形になります。

ただ、指導としては、2万9,800円以内でおさまるアパートがないか、そういう指導はいたしております。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）時間があんまりありませんので、ちょっと違うところからお伺いしたいと思います。

11月13日、妙寺署と伊都消防署、それに県

の振興局、こちらが立入調査をいたしました。そして、その結果、先ほどの答弁もありましたとおり、窓のない部屋、無窓室、そしてまた照度が非常に低いと。こういったことで、県から改善指導を、行政指導ですね、出しております。

私、これ聞いて不思議に思ったんですよ。なぜ市が行ってないんですか。警察からの要請があったのか、なかったのか。どうして市はこの立入調査に参加しなかったのか。この点お答えいただけます。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）当日の朝、警察のほうから、立ち入るとい連絡がありました。市のほうは来ませんかというような問いかけだったと思います。

ただ、その内容につきましては、建物自体が建築基準法に違反していないか、あるいは、ちょっと法律の名前は不確かですけども、消防法のほうから、消防署のほうの立ち会いもありまして、問題はないかという、その二つの事項についての確認でしたので、市の管轄外の、職権外の話となりますので、立ち会いはしません。

ただ、それ以前にたびたびケースワーカーあるいは査察指導員がその住宅について常時訪宅をして生活指導をしておりますので、室内の状況あるいは建物の概観等については十分把握しておる状態です。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）これ、住宅扶助費として支払いをしているわけですね。これ、管轄外と言い切れるのかどうか非常に疑問だと思います。済んだことを、これやれば本当に時間に切りがないので、今後のことについてお尋ねをし、または議論させていただきたいと思うんですが、時間がありませんので簡潔にお願いします。

これ、12月以降立ち退かれますというふうには答弁ありました。でも、その家屋は残っておるわけですね。住吉地区は住民の方が買い取られた。買い取っていただいたおかげで、住民の方のご協力でその心配はありませんけれども、名倉は、加地被告ですね、この方は撤退するというような話あるんですが、家屋としては残っておる限り、別の者が購入をし、そしてまたそこに来週、出ていった次の日にまた同じようなケースが起こらないとも言えません。

そこで、市としてどのように対応していくおつもりなのか、ここを考えていきたいと思うんですが、その前に、この家屋、憲法第25条という最低限度の生活、これに合致するような部屋だとお考えかどうか、見解をお聞かせください。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）保護の基準に合致する部屋かどうかということなんですけれども、先ほど建築基準法あるいは消防法のほうから立ち会いをしなかったという質問に対して管轄外と言いましたけれども、それ以前につきましても、市独自で、建物について違法性はないか、居室の状況として適当であるか、確認を既に警察よりは先にやっております。したがって、そういうことも含めて、当日立ち会いしなかったということです。

ただ、部屋の状況につきましては、3畳あるいは4畳ぐらいの部屋で、ベニヤ板で囲ったような状態です。非常に住居として不適切な居室だと解釈しております。

そういうことで、疑義照会書も県のほうへ確認しました。そして、当時、これは合併以前、高野口町のほうの8名のところについては保護申請がありまして、県の振興局が許可したいきさつがありますので、当時の担当者あるいは県振興局の保護開始に至った判断も



含めて事情を聞いております。合併引き継ぎ後、私たち、住居として適切であるかないか疑問を呈したことから、いろいろ県の建築指導とか消防、それと県・国への疑義照会、そういったことで、絶えず違和感を持ちながら仕事をやってきた結果が今回の事件につながったと思っております。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）これ、考え方を改めて、住まわれる元ホームレスの方々、この人たちの立場に立って、この部屋が本当に適切な広さを有しているのか、これについて考えていただきたいんです。

これ、大阪市の西成区、ここらに非常に多くの方が住まわれておるんですけども、大阪市が調査をしております。大阪市の西成区的生活保護受給の現状ということで、昨年3月ですね。この中で、住宅の状況として大阪市はどんなふうを考えているのか。最低居住水準を満たしているかどうかを、設備条件（専用の台所、トイレ、浴室があるか）及び居住室の広さ（単身世帯の場合は9畳以上、2人世帯以上の場合は10.5畳あるか）によって確認しておると、大阪市はこんな考え方をしております。ただし、もちろん、すべてがこの住居に住まわれておるということをあらわしているわけではありません。でも、こういった判断をしております。

ここで本当はお尋ねしたいんですけども、答弁を求めますとまた時間がかかってまいりますので、先にもう一つ言います。

じゃ、それは市としてどう判断していくのか。これは国からの受託業務です。部長おっしゃった答弁のとおりです。しかし、その一方、三位一体の改革、この中で、今の生活保護費の国と地方の負担を2分の1ずつにしよう、こんな案が出てまいりました。結局は地方六団体の反対によって撤回はされたわけで

すけれども、地方のことは地方へ、この地方でできることの裁量権、ここが大事になってくると思うんです。

例えば東京都。東京都はガイドラインを設けております。この住宅扶助費に対してもととの限度額は5万3,000円です。ところが、3万9,000円として、居住室の広さに応じて扶助額を変えていくと、こういったガイドラインを設けております。

本市としてこういった、もちろん、条例化というのは、3月議会の答弁でもありましたとおり、これは国の法律に対してのものです。しかし、この裁量権をどの程度考え、また、この広さに対してこの2万9,800円が適切なのかどうか、また、入られる方の人権を考えた上でこの広さが適切なのか、ここを設定していくことで、今後このような事案を起こさないことにもつながっていくと思います。そしてまた、水際でのしっかりとした審査、これが大変重要であると思います。

私も今回の事件の賃貸借契約書、これ、市側に提出されているものと同一かどうかわかりませんが、入手しております。契約書のところで、所在とか家屋番号が何も書かれてないんですよ。多分、市のほうは書いてあるんやと思いますけど、家賃だけ3万円、これは平成18年の6月13日に結ばれた契約書です。

こういったことがしっかりと水際でチェックされ、そしてまた、民生委員の方、これからしっかりと審査をしていただく、そんな必要があるかと思いますが、それについて、もう簡単に、一言、二言で結構ですので、お願いします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）裁量権の問題につきましては、十分に私お答えすることができません。今後勉強してまいりたいと思っております。

それと、水際防止の件でございますけれども、瀧議員おっしゃっているのは8人の分だと思っておりますけれども、8人の部分については、当初、本市で受け付けておりませんので、どういういきさつか聞き取りはしておりますけれども。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）では、そのあたりしっかきとお願いしたいと思います。

それとまた、市長にお願いがございます。こういった要望について、先ほどの、地方への負担を減らしていくとした場合に、市長会のほうから意見書を提出し、そして撤回に至った経緯がございます。今回のこういったケースにつきまして、近畿市長会へ要望を出されておるといふふうにも聞いております。ところが、残念ながら取り上げられなかったというようなことも聞くんですが、この事実確認と、今後も引き続き要望していただきたいと思うんですが、その意気込みをご答弁お願いします。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）瀧議員の再質問にお答えをしたいと思います。

この種のことにつきまして、私も近畿市長会の理事をしております、これを国のほうへ向けての反映をしていくように進めておるわけでございますが、せんだっての、これは要望ということでございまして、非常に議題そのものが多岐にわたっておるわけでございますので、今後さらにそれを集約して、そして、今の問題のことを教訓にした上で積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それでは、時間がないので2番のほうへ移らせていただきま

す。

夜間・休日の小児救急医療の充実ということで、済みません、簡潔に病院長、お願いしたいんですが、現状の医療体制なんですが、何曜日であれば市民病院で夜間・休日診ていただけるのか、もうその点だけご答弁お願いします。

○議長（中上良隆君）病院長。

○病院長（青木洋三君）お答えいたします。

小児科医が当直しております曜日は公表はしておりません。ですから、もし市民の皆さまが必要だとお認めのときには、まず消防署にお伺いしていただきますと、消防署は、この日のこの時間帯はどこでオープンしているかというのは知っておりますので、大丈夫と思います。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それでは、この救急要請件数並びに病院紹介数、私思っていましたより、市内で診ていただいている、市民病院も受け入れしていただいているということは安心しました。

これ、全国的な医師不足ということが原因でありまして、今すぐどうこうということではできないんですけれども、一点心配なのがすこやかキッズ、本市からあんまり利用ないんですけども、これもお付き合いといえお付き合いなんではないでしょうか。これ、かなりお医者さんへの負担が高いんですよ。先ほどからの答弁の中でご説明ありましたけど、通常の診察以外にいろいろ過重労働を強いられておる、このあたりも、十分お医者さんへの配慮もお願いしたいと思います。

それから、市民への広報ですね。こちらのほうは何かホームページでせめて、今ご答弁いただきましたとおり、これから年末年始になりますので、特にホームページなどで、消防のほうへお尋ねくださいとか、そういった

広報をお願いしたいと思います。

タミフルに関しましてですが、先ほどリレンザをご使用になられるということですが、先週、横浜でしたでしょうか、リレンザも異常報告が報道されておりました。また、オオイシ先生とか、漢方なんかもご専門かと思うんです。麻黄湯でしたでしょうか、こんなのも効くよというような新聞報道もございます。私、医学的な知識ありませんので、これに関しては、しっかりと市民のために適切な処置をしていただきたいと思います。

次いで3番のホームページ、ちょっと資料を用意させてもらったんですが、もう時間ありませんので簡単に要望だけさせていただきます。

資料で、まず1番目に問題点として、どこから探せばいいのかわからない。

それと、これ、まず直してください。字が小さ過ぎるんです。今回の資料、すべて同じ縮尺でしております。見比べていただくと、1枚目の橋本市の2番目、くらしのガイドにあるこの字、非常に小さいんです。先ほどの質問でもありましたけれども、障害者に対しても情報バリアフリーとかとありました。この非常に小さな字、解消してください。

それと、階層が深い。ここでは、職員課の例を出しておりますが、これは職員課だけではありません。職員課とクリックして、さらにそこに職員課と出てくる。これ、ほかのも同じであります。

それから、真ん中の広域ごみ対策室、これ、何も表示されてないんですね。情報をお知らせすることないんですか。ほかにも私が確認しているところでは、クリーンセンター、保険年金課、福祉課、建設課、下水道整備課、出納室、いずれもこんな状態であります。果てはインク切れ。これは、市街地対策室をクリックすると、「ページが表示されません」と

昨日現在となっております。これは非常におかしいことでもあります。

それから、検索ですね。これも、こども園、実はこどもの「こ」が漢字になっておる。だからかもしれませんが、全く表示されませんでした。これを見て、情報がないみたいというふうに思われている市民の方、先ほどのアクセス件数からも、検索システムを利用されている率が非常に高い。これは、情報が探せないからではないでしょうか。

資料の裏側ですね、他市の事例。ちょっと一点訂正です。最初のポップアップのところ、山口市となっておりますが、これは宇治市の間違いであります。おわび申し上げます。ほかの事例で、プルダウン方式とか東海市のドロップリスト、また高知市でフレームを使ったり、さまざまな工夫がされております。そしてまた、一例といたしまして佐賀市のページを紹介しております。ここでは、文字のサイズを変えることができたり、言語、英語、日本語などを選べる、また、いつでもだれでもが使えるような携帯サイト、そしてまた、よくあるご質問というようなものをトップページにまとめまして、非常にわかりやすいような形をとっております。

また、これは済みません、ちょっと私、1枚載せるために非常に細かくなって、これがバリアフリーになってへんというおしかりを受けるかもしれないんですけども、ガイドラインを出してまいりました。先ほど企画部長からの答弁ありましたとおり、アクセシビリティ、これが非常に大事であります。そしてまた、各担当課でつくっていただくということですので、だれでもができるように、また、読み上げソフトを使うといったことに対しても、注意点といたしましてさまざまなことがございます。明文化はしてないけれどもと。ぜひこれ明文化をし、だれでもが担当者のレ

ベルのばらつきに、技術的なスキルのレベルのばらつきなく、いいホームページをつくっていただきたいと思います。

それと、この最後のところですね。光過敏性てんかんへの配慮。これ、10年ほど前、ポケットモンスターというアニメで問題を起こしました。こういったことにまで配慮ができるようなすばらしいホームページにさせていただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長(中上良隆君) これをもって、13番 瀧君の一般質問は終わりました。

2時15分まで休憩いたします。

(午後2時5分 休憩)